

Ⅱ-6

適切な教科用図書を使用する

特別の教育課程を編成している特別支援学級において、児童生徒の実態から、当該学年用の文部科学省検定済教科書を使用することが適当でない場合は、他の適切な教科用図書を使用することができます。



(1) 教科用図書の選択

特別の教育課程を編成している特別支援学級では、以下の順序で教科用図書を選択していきます。

- ① 各教科の文部科学省検定済教科書の中から当該学年のものを選択
- ② 各教科の文部科学省検定済教科書の中から下学年用のものを選択
- ③ 文部科学省著作教科書（国語、算数・数学、音楽）の中から選択
- ④ 上記の中に適当なものがない場合、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（一般図書）の中から選択

- 1教科につき1教科書の選択です。
- 教科用図書の選択に当たっては、下記の資料を参考に、設置者である市町村教育委員会の考えに基づき検討してください。
- 文部科学省著作教科書及び学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の見本は、各地域の指定された学校や（特定の期間）、北海道立特別支援教育センターで閲覧できます。
 - ・ [「令和〇年度（△△年度）から使用する小学校（中学校）用教科用図書の採択参考資料」](#)
 - ・ [「令和〇年度（△△年度）使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料」](#)



(2) 一般図書の選択に当たって

学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（一般図書）を使用する場合、教科の主たる教材として、教育目標を達成するために適切な図書を選択しなければなりません。また、以下のことについて十分に検討を行った上で選択することが大切です。

- ・ 文字、表現、挿絵及び取り扱う題材等が、児童生徒の障がいの種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容のものであること。
- ・ 教科の目標に沿う内容をもつ図書であること。
- ・ 上学年で使用する教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の中の系統性にも配慮すること。
- ・ 教科用として使用する上で適切な体裁の図書であること。
- ・ 価格について、あまり高額なものに偏らないこと。
- ・ 分冊となっている一般図書を採択する場合、年度当初にまとめて購入すること。

(3) 学習者用デジタル教科書

ア 学習者用デジタル教科書の概要

学校教育法等の一部を改正する法律（平成30年法律第39号）等の法令により、必要に応じて学習者用デジタル教科書を使用することができるようになりました。

学習者用デジタル教科書は、教科書発行者が作成するものです。各教育委員会等では、これまでどおり、紙の教科書について採択を行い、学習者用デジタル教科書については、各学校や各教育委員会等で児童生徒の実態等に応じ、使用するかどうか、どのように使用するかを判断します。



イ 特別支援教育における学習者用デジタル教科書の活用

特別支援教育において、学習者用デジタル教科書は、視覚情報や音声情報を複合的に分かりやすく提示したり、必要な情報を簡単に取り出したりすることが可能となり、指導におけるツールとして非常に効果的です。

(特別支援教育における活用例)

視覚障がいのある児童生徒における、拡大機能や音声読み上げ機能の活用

発達障がいのある児童生徒における背景色、テキストの色、行間・文字間隔等の変更機能の活用

- **拡大表示**～文字や写真、図などの細かな部分を拡大して確認できます。
 - **書き込み**～ペン機能で画面上に書き込んだり、マーカーで強調したりできます。
 - **音声読み上げや動画の再生**～外国語の発音を聞いたり、動画を再生しながら繰り返し学んだりすることができます。
 - **背景色・文字色の変更・反転**～一人一人の見やすさに応じることができます。
- ※その他にも、大型モニターに表示したり、ネットワーク環境を利用した書き込み等の共有をしたりすることができます。

実践事例については、以下の資料に紹介されていますので、ご参照ください。

[「学習者用デジタル教科書実践事例集」](#)（文部科学省 令和元年3月）



ウ 学習者用デジタル教科書の使用に当たり留意すべき点



学習者用デジタル教科書の単なる視聴に終始しないことや、実験・実習等の体験的な学習活動がおろそかにならないことなどに留意する必要があります。詳しくはガイドラインに示されていますので、ご参照ください。



[「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」](#)（文部科学省 平成30年12月）